

令和2年(2020年)第3回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月23日(金)午後3時00分から午後4時12分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農用地利用関係の調整結果について
- 第 5 報告第2号 農業経営改善計画の認定について
- 第 6 報告第3号 新規就農認定に係る新規就農計画に対する意見書について
- 第 7 報告第4号 平成29年度、平成30年度の点検・評価の修正について
- 第 8 議案第1号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 9 議案第2号 新規就農認定に係る青年等就農計画に対する意見書について
- 第10 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫

## 7 会議の概要

会 長

挨拶は省略し、すぐに始めたいと思います。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年、第3回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、1番 茶谷久登君 2番 大橋敏範君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和2年第2回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農用地利用関係の調整結果について」の件、

日程第5、報告第2号「農業経営改善計画の認定について」の件、

日程第6、報告第3号「新規就農認定に係る新規就農計画に対する意見書について」の件、

日程第7、報告第4号「平成29年度、平成30年度の点検・評価の修正について」の件の4件を一括議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

### 【報告第1号の朗読】

本案は昨年年第11回総会において調整委員を指名した案件で、3月6日に農用地利用関係調整委員会を開催し、合意に至っております。

以上、報告第1号を終わります。

### 【報告第2号の朗読】

本件については、ニセコ町長からの協議依頼に対して総会にて協議する暇が無かったため、会長専決処分しニセコ町長に回答した案件です。7ページ以降に計画認定申請書を添付しております。

1番につきましては、輪作体系の確立を目指し、緑肥面積の確保により馬鈴しょの過作の回避、一部ブロッコリーや人参への転換により所得の向上を図る計画となっております。

2番につきましては、基盤整備による作業効率化を進め、適正輪作と緑肥導入により単収の増を図り、所得を向上する内容となっております。

3番につきましては、基盤整備による作業効率化のほか、緑肥作物の導入や良質堆肥の投入により高品質な作物を生産するとともに、ブロッコリーの面積を増やすなど所得の向上を図る計画となっております。

これらの計画について問題は無いと判断させていただきましたので、報告いたします。

以上で報告第2号を終わります。

#### 【報告第3号の朗読】

本件につきましてもニセコ町長からの意見書の依頼について、総会にて協議する暇が無かったために会長専決処分しニセコ町長に回答した案件です。24ページ以降に申請書を添付しております。

番号1番は〇〇の〇〇さんの息子さん、番号2番は〇〇さんの娘さんの夫、番号3番は〇〇さんの息子さん、番号4番は〇〇さんの息子さんで、それぞれ親元での就農ということで問題は無いと判断させていただきましたので、報告します。

以上で報告第3号を終わります。

#### 【報告第4号の朗読】

本件につきましては、毎年行っております活動の点検・評価につきまして修正すべき箇所があり、修正させていただきましたので、報告させていただくものです。

修正箇所につきましては過年度のものになりますが、平成29年度、平成30年度の点検評価のうち該当箇所を抜粋しております、45ページの「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」の「1 農地法第3条に基づく許可事務」の表中、「審議結果等の公表」の欄上段、「実施状況」の部分でございます。見え消しで消している部分がこれまでの記載、その上が修正後の記載でございます。また、「実施状況」欄の次、「是正措置」の欄もこれまで空欄でしたが、下線で記入のとおり修正になります。同じ45ページの中ほどの「2 農地転用に関する事務」の表中の「審議結果等の公表」欄につきましても同様です。次

のページ、46ページの中ほど、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」の欄の「議事録の公表」においても下線の部分を追加で記載しております。

47、48ページにつきましても平成30年度点検評価から同様に抜粋しておりますが、平成29年度と同じ箇所を修正しております。

これらにつきましては評価当時、速やかに議事録の公表をする前提で記載しましたがその後作業が進まず、長期間に渡り公表できていなかったため、記載内容と一致しないことから修正させていただいたものです。この点についてはホームページで一般の方からご指摘を受けておりました。現在では平成30年度までは公表できていますが、本年度（令和元年度）は未だ作業中です。令和元年度の評価は5月の総会議案になるものと考えておりますが、その際には元年度の整理は終えているようにしたいと思います。委員の皆様には申し訳ありませんが、ご了承いただきたくご報告いたします。

以上で報告第4号を終わります。

議長 それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

議長 それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

議長 それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○番 新規就農の方たちは認定はもらっているのですか。

事務局 新規就農の認定ということで認定農業者とは違います。

○番 補助金などはあるのでしょうか。

事務局 これは町の就農認定ということで、これを受けることにより就農資金を借りることができます。

議長 よろしいですか。他にありますか。

【なしの声あり】

議長 それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○番 昨年は総会で傍聴などもありましたが、それも議事録には載りますか。記録として載せた方がよいのではと思います。

事務局 昨年の総会での傍聴は恐らく当委員会でも初めての事だったと思いますが、議事録に傍聴人数を載せるようにします。

議 長 他に発言はありますか。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から第4号までを報告済とします。

議案第1号については、〇〇委員に関連する議案が含まれていますので、審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

日程第8、議案第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第1号の朗読】

2件の報告がありました。提出報告内容については50ページ以降に要件確認書を添付していますのでご覧ください。

2件とも法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業従事の状況など全ての要件について適正であると考えられます。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【〇〇委員入室】

日程第9、議案第2号「新規就農認定に係る青年就農計画に対する意見書について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

先ほど報告第3号ではニセコ町農業担い手に関する条例に係る新規就農計画でありましたが、本件は農業経営基盤強化促進法による青年等就農計画の認定に関する議案となります。

1番の〇〇さんにつきましては、60ページ下段の特記事項にありますように、〇〇さんのところで6年間の農業経験があり、次の議案第4号にあります。〇〇地区の〇〇さんの農地を一部借り受け、ハウス栽培、露地栽培による高収益作物を中心に作付けを計画しています。当初は農業機械や資材を〇〇さんより借用し、栽培についても、〇〇さんや〇〇さんのアドバイスを受けながら品質の向上を目指していくということです。

2番の〇〇さんにつきましては、68ページ下段の特記事項にありますとおり、〇〇で農学を専攻し、卒業後、親元のニセコ町へ戻り、有限会社〇〇において2年間研修を受け、畑作・水稻について学んでおります。営農については次の議案第4号にもありますが、〇〇さんの農地を一部借り受け、ハウス栽培による高収益作物を中心に作付けする計画です。こちらも当初は有限会社〇〇の農業機械や資材を借用することで初期費用を抑え、栽培についても〇〇さんからのアドバイスを受けながら品質向上を目指していくとのことです。

これらの計画については本来、3月4日開催予定でありましたニセコ町主催による担い手協議会において会員の一人として荒木会長が出席して審議されるものでしたが、昨今の事情から書面会議となったため、意見書という形で提出を求められたものです。適否についてご審議をお願いします。

議長

これより、議案第2号「新規就農認定に係る青年就農計画に対する意見書について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

〇番

〇〇さんの計画で現状ではマイナスになっていますが、生活などはどのようになりますか。

事務局

本件は、就農にあたって農業次世代人材投資資金を受けるためにこの認定が

必要だということで、5年間の資金になりますが、これにより当初の資金にあてていくものです。

議 長 他にありますか。

○ 番 こちらは夫婦での申請なのですか。

事務局 2件とも夫婦での申請ですが、夫婦2人になると資金が1人の時の1.5倍になります。

議 長 他にありますか。

【なしの声あり】

なければ質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「新規就農認定に係る青年就農計画に対する意見書について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号の朗読】

本案については、先ほどの議案第2号でご審議いただきました〇〇さんが〇〇さんから農地を借りるにあたって、現在賃貸借を結んでいる〇〇さんと有限会社〇〇との契約を一旦解約するものです。

このあと議案第4号において〇〇さんに貸す部分を除いた面積を再び結び直すこととなります。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

今回は件数が多く関係する委員も数名いるため、説明は一括でしますが、質疑、採決は区切って行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議案第4号の朗読】

本案は所有権の移転が1件、利用権の設定が22件で合計23件、920,745㎡です。

1番は報告第1号で調整結果を報告しました〇〇さんと株式会社〇〇との所有権移転になります。

2番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

3番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

4番は〇〇さんと〇〇さんの新規の賃貸借。

5番は〇〇さんと(有)〇〇との賃貸借の再設定。

6番は〇〇さんと(有)〇〇との新規の賃貸借。

7番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

8番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

9番は〇〇さん、〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

10番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

11番は〇〇さんと〇〇さんの新規の賃貸借。

12番は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

13番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

14番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

15番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。

16番は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の再設定。



17番は〇〇さんと議案第2号でありました〇〇さんとの新規の賃貸借。  
18番も〇〇さんと議案第2号でありました〇〇さんとの新規の賃貸借。  
19番は議案第3号で一度解約した〇〇さんと(有)〇〇との、面積を減じての賃貸借の再設定。

20番は〇〇さんと〇〇さんとの賃貸借の再設定。

21番は〇〇さんと〇〇さんとの賃貸借の再設定。

22番は〇〇さんと〇〇さんとの賃貸借の再設定。

23番は〇〇さんと〇〇さんとの新規の賃貸借。

図面については議案80ページから、調査書については103ページから添付しております。

これらの計画内容は、全部効率利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の内、1番から10番の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の内、1番から10番を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に11番から15番について審議いたしますが、〇〇委員の議案が含まれていますので、審議終了まで退室をお願いします。

また、私に関する案件も含まれていますので、ここで退室し、議長を代理と変わります。

【〇〇委員退室】

【会長退室、松田代理議長席へ】

これより議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の内、11番から15番の質疑に入り

ます。質疑はありませんか。

○番 12番の利用権を設定する者3名の名前がありますが、2筆を3人で持っているということでしょうか。

事務局 そのとおりです。元々は3人の方の親が所有していましたが、相続する際に1人ではなく3人の共有という形で相続したということです。

議長 他に質疑はありますか。

【なしの声あり】

なければ質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の内、11番から15番を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【〇〇委員、会長入室、松田代理元の席へ】

次に16番から23番について審議いたしますが、〇〇委員、〇〇委員の議案が含まれていますので、審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員、〇〇委員退室】

これより議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の内、16番から23番の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の内、16番から23番を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【〇〇委員、〇〇委員入室】

以上をもって、令和元年、第3回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。  
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月23日

議 長 荒 木 隆 志 印

署名委員 1番 茶 谷 久 登 印

署名委員 2番 大 橋 敏 範 印